

横浜市住宅建設対策プロジェクト

第一次報告書

平成17年3月

目 次

はじめに	1
第一章 池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)の概要	
1 概 要	2
2 位置・地域地区・周辺の主な都市施設等	3
3 地 形	4
4 主な経過	6
第二章 住宅等建設の概要	
1 日米合意までの経過	7
2 住宅等建設の概要	8
3 住宅等建設に関する国の基本的な考え方	
(1) 住宅等建設	9
(2) 周辺への配慮	9
第三章 プロジェクトとしての考え方	
1 基本的な考え方	
(1) 検討のための基本的な条件	10
(2) 国に対する基本的な姿勢	10
(3) 検討の方向	11
2 個別検討事項	
(1) 緑地の保全、自然環境の保全	12
(2) 環境への配慮	12
(3) 災害の防止	12
(4) 風致の維持と施設配置、建築物の高さ	13
(5) 土砂・資機材等の搬出入	13
(6) 施設供用後に向けた対応	13
(7) 法令・条例等との整合	14
(8) 地域住民への説明	15
(9) 地域のまちづくりの推進	15
(10) 飛び地の返還と跡地利用	18

はじめに

「住宅建設対策プロジェクト」は、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域における米軍住宅及びその支援施設の建設に伴う環境、周辺等への影響及び建設事業に関する調整等についての的確な対応を図るため、主に基地対策、生活環境の保全、自然環境の保全、都市計画の策定、開発許可・建築指導等を担当する本市の部長職を構成メンバーとして、平成16年10月に、返還予定施設の跡地利用構想を担当する「返還施設跡地利用プロジェクト」とともに、庁内プロジェクトとして設置されました。

プロジェクトの検討を進めるにあたり、まず、平成15年7月の国からの申し入れから平成16年10月の日米合意に至る経過の中で国が文書で示した計画内容の確認、池子住宅地区及び海軍補助施設の現地視察等による現況把握を行いました。この中で得られた建設計画に関する情報は、ごく限られたものでありましたが、これらを検討材料として、「変更面積を半分に抑制し、自然環境の保全に配慮する。住宅建設戸数を700戸程度に縮減した上で、住宅及びその支援施設を建設する」とした日米の政府間合意を、都市計画の状況、開発・建築に関する法制度・条例等と照らし合わせ、緑地の保全、周辺環境への配慮、周辺住民の福祉の増進に関する環境整備等に関して、基本的な考え方・方向性の検討を進めてまいりました。

本報告書は、こうして進めてきたこれまでの検討を現段階で取りまとめたものですが、今後は、市民の意見・要望や、国の動きに応じて示されるとされると思われる具体的な情報をもとに、適時的確な検討を加えていきたいと考えます。また、国は、17年度に基本構想の策定に着手するとしていますが、構想検討に際しては、本プロジェクトの検討を十分に踏まえたものとなるよう、国に対して、環境や周辺地域への最大限の配慮を求めていく必要があります。

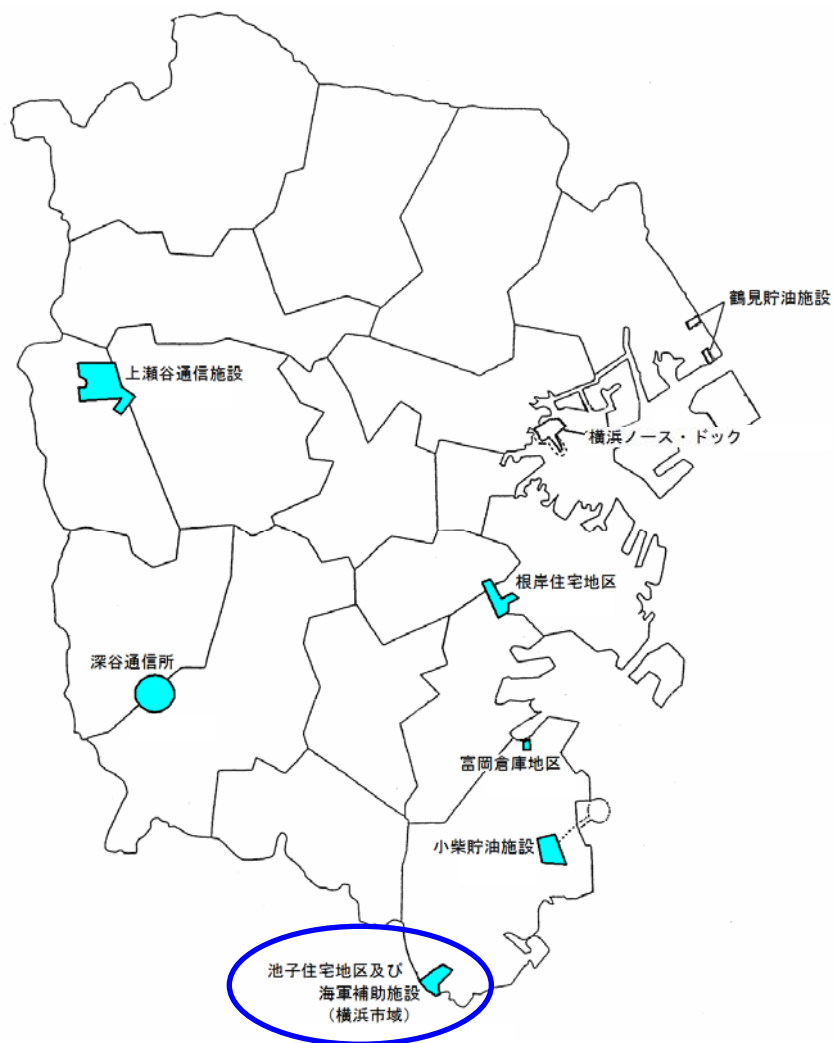
なお、返還予定施設の跡地利用の検討については、「返還施設跡地利用プロジェクト」が担当していますが、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域の飛び地部分に関しては、周辺住民の福祉の増進に関する環境整備を進める観点から、「住宅建設対策プロジェクト」において担当しています。

参考 横浜市住宅建設対策プロジェクト 概要

設置目的	池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域内における米軍住宅及びその支援施設の建設に伴う環境、周辺等への影響及び建設に関する調整等について、的確な対応を図る。	
設置時期	平成16年10月4日	
所掌事務	池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域内における米軍住宅及びその支援施設の建設に関し、次に掲げる事項の検討等を行う。 (1) 環境への影響 (2) 周辺への影響 (3) 建設に係る調整 (4) 周辺住民の福祉の増進に関する環境整備 (5) その他	
構成 (16人)	[統 括] 総務局長 [統括代理] 総務局基地担当理事 (平成16年11月1日～) [リーダー] 総務局渉外部長 [サブリーダー] 都市計画局都市計画部長 [メンバー] 都市経営局政策調整担当部長 総務局行政部長 環境保全局調整部長 緑政局緑政部長 道路局計画部長 道路局道路部長 下水道局管理部長 下水道局河川部長 建築局宅地指導調整部長 建築局建築指導部長 水道局建設部長 金沢区副区長	

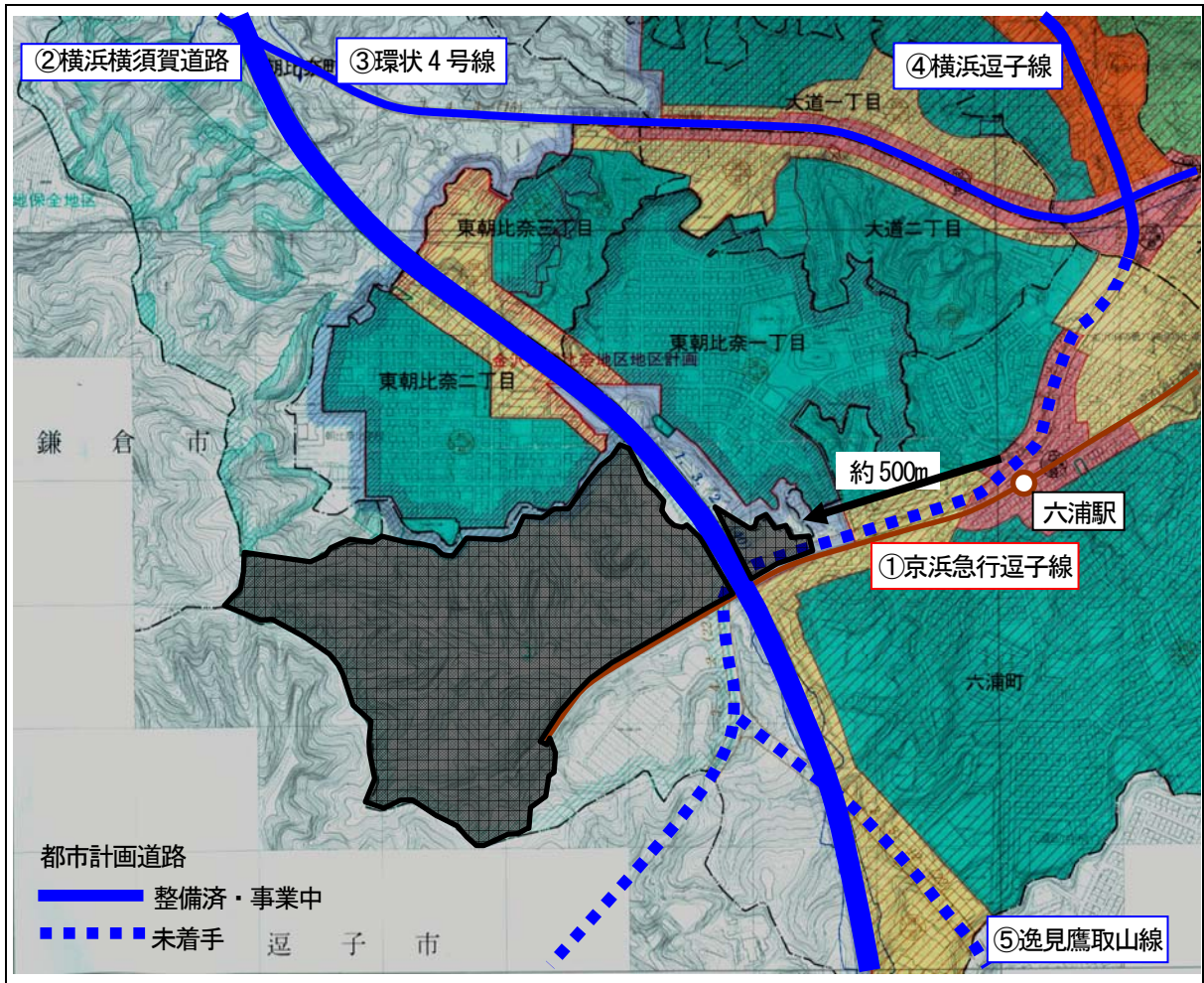
第一章 池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)の概要

1 概要



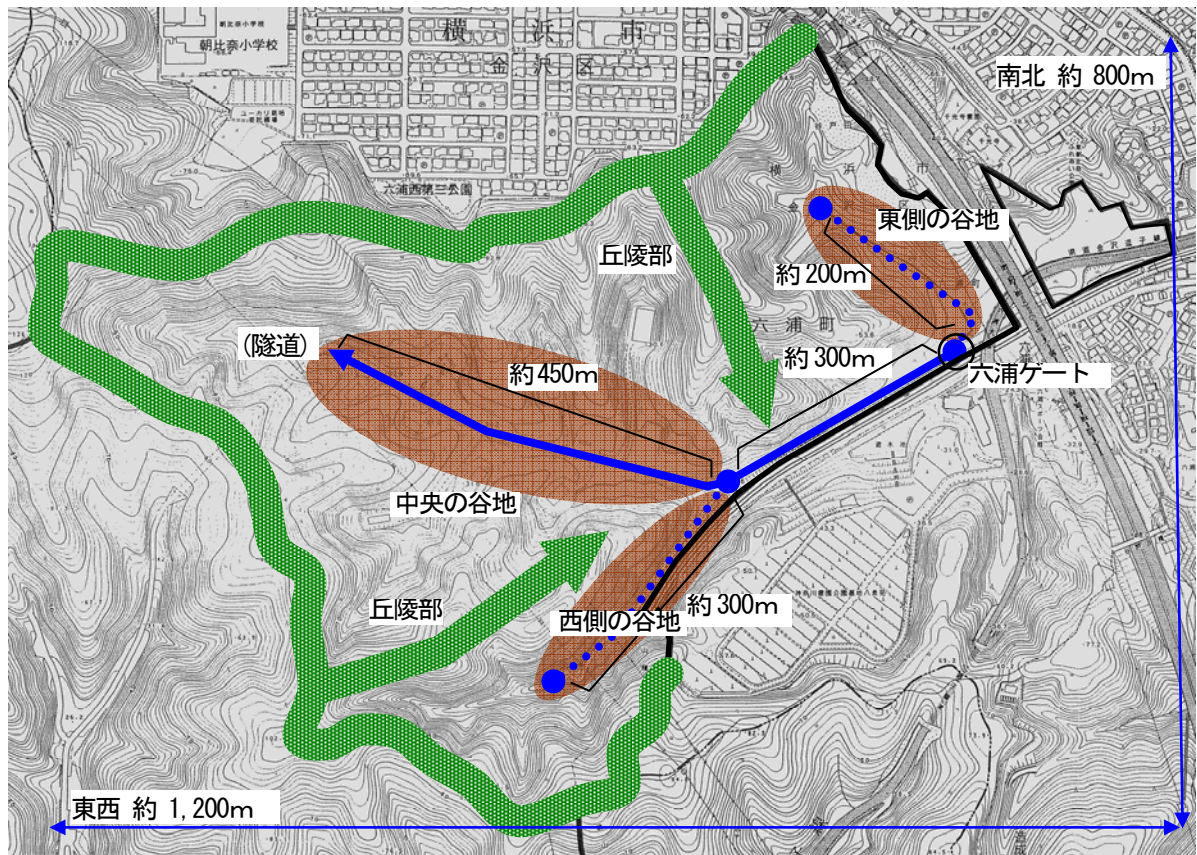
施設名	池子住宅地区及び海軍補助施設 (横浜市域)		
接收日	昭和20年9月1日		
所在地	金沢区六浦町		
面積	土地 367,590㎡	国有 364,664㎡ (99.2%)	民有 2,926㎡ (0.8%)
	建物 2,050㎡	(国有)	
管理	在日米海軍横須賀基地司令部		

2 位置・地域地区・周辺の主な都市施設等



位置	京浜急行電鉄逗子線六浦駅の西約500m															
地域地区等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市街化調整区域 [全域] ○ 宅地造成工事規制区域 [全域] ○ 円海山風致地区（第三種風致地区） [横浜横須賀道路の西側] 															
周辺の主な都市施設等	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">鉄道</td> <td style="width: 40%;">① 京浜急行逗子線</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>都市計画道路</td> <td>② 横浜横須賀道路</td> <td>(自動車専用道路)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③ 環状4号線</td> <td>(幅員 15m)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>④ 横浜逗子線</td> <td>(幅員：横浜市側 22m、逗子市側 16m)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑤ 逸見鷹取山線</td> <td>(幅員 22m)</td> </tr> </table>	鉄道	① 京浜急行逗子線		都市計画道路	② 横浜横須賀道路	(自動車専用道路)		③ 環状4号線	(幅員 15m)		④ 横浜逗子線	(幅員：横浜市側 22m、逗子市側 16m)		⑤ 逸見鷹取山線	(幅員 22m)
鉄道	① 京浜急行逗子線															
都市計画道路	② 横浜横須賀道路	(自動車専用道路)														
	③ 環状4号線	(幅員 15m)														
	④ 横浜逗子線	(幅員：横浜市側 22m、逗子市側 16m)														
	⑤ 逸見鷹取山線	(幅員 22m)														

3 地形



[地形の特徴]

- 1 東西に約1,200m、南北に約800mの広さ。
- 2 北側の尾根は、標高約70～130m、西側の尾根は、標高約90～120m。
- 3 3つの谷地がある。
 - ・ 東側の谷地 標高約20～25m、延長約200m
 - ・ 中央の谷地 標高約25～35m、延長約450m
 - ・ 西側の谷地 標高約25～40m、延長約300m

[参考]

- 1 東端付近に、六浦バイパスに抜ける六浦ゲート（標高約20m）が置かれている。
- 2 六浦ゲートから中央谷地の隧道入口まで、舗装された通路（延長約750m）がある。



中央の谷地

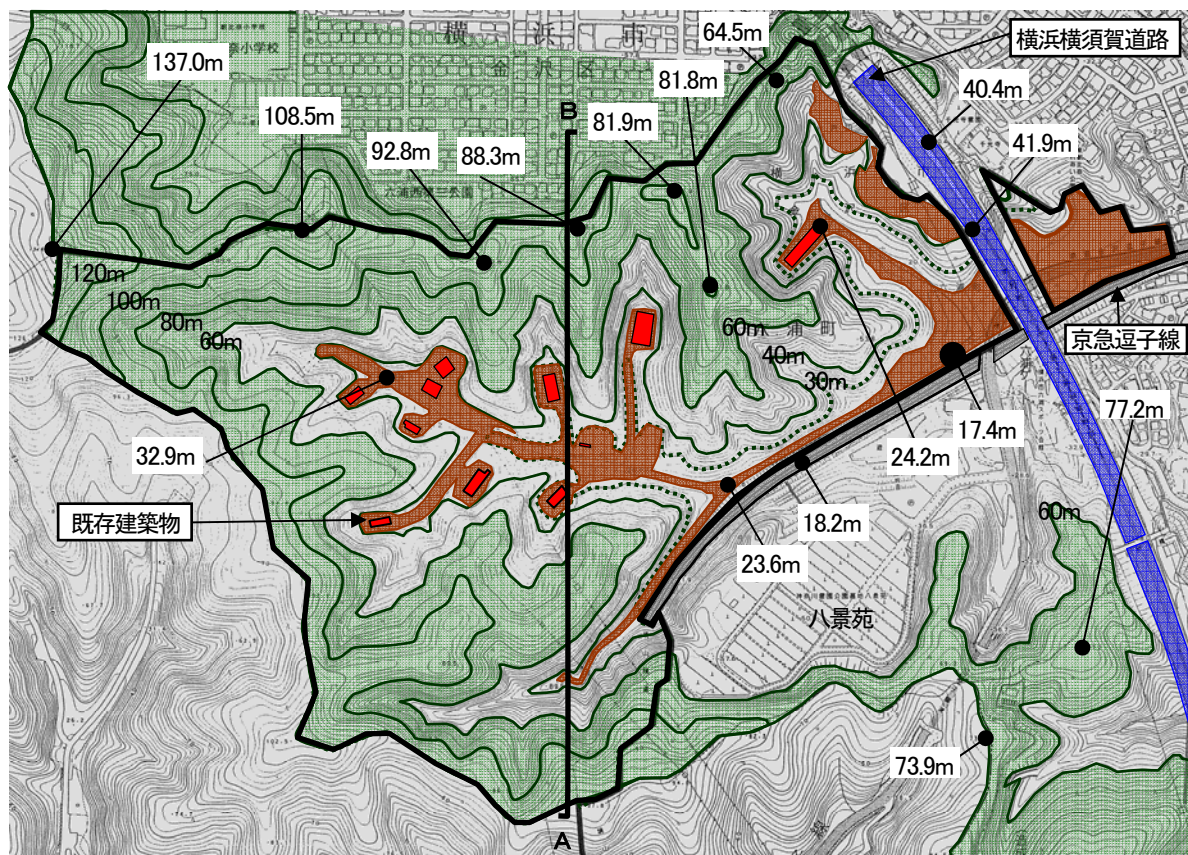


(通路)

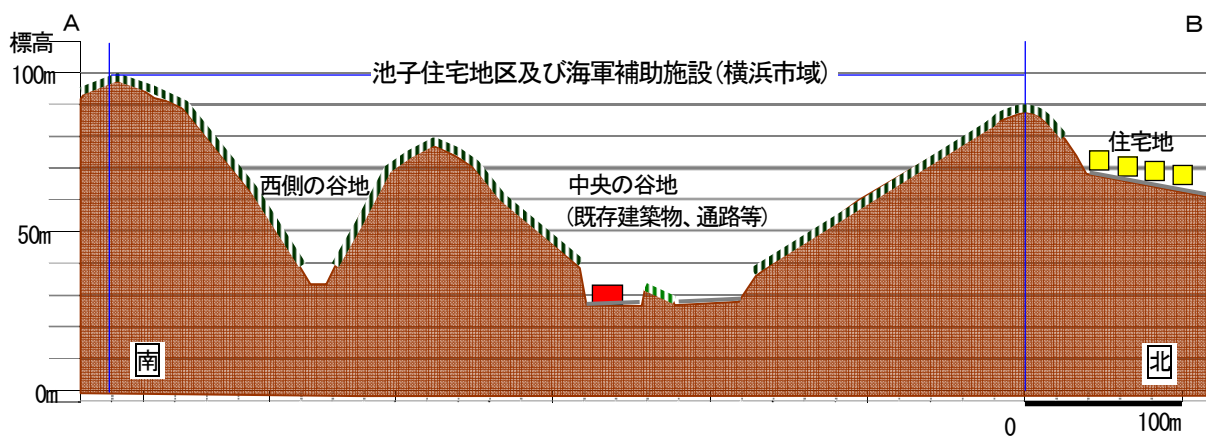
(既存建築物)

参考 等高線、標高の状況

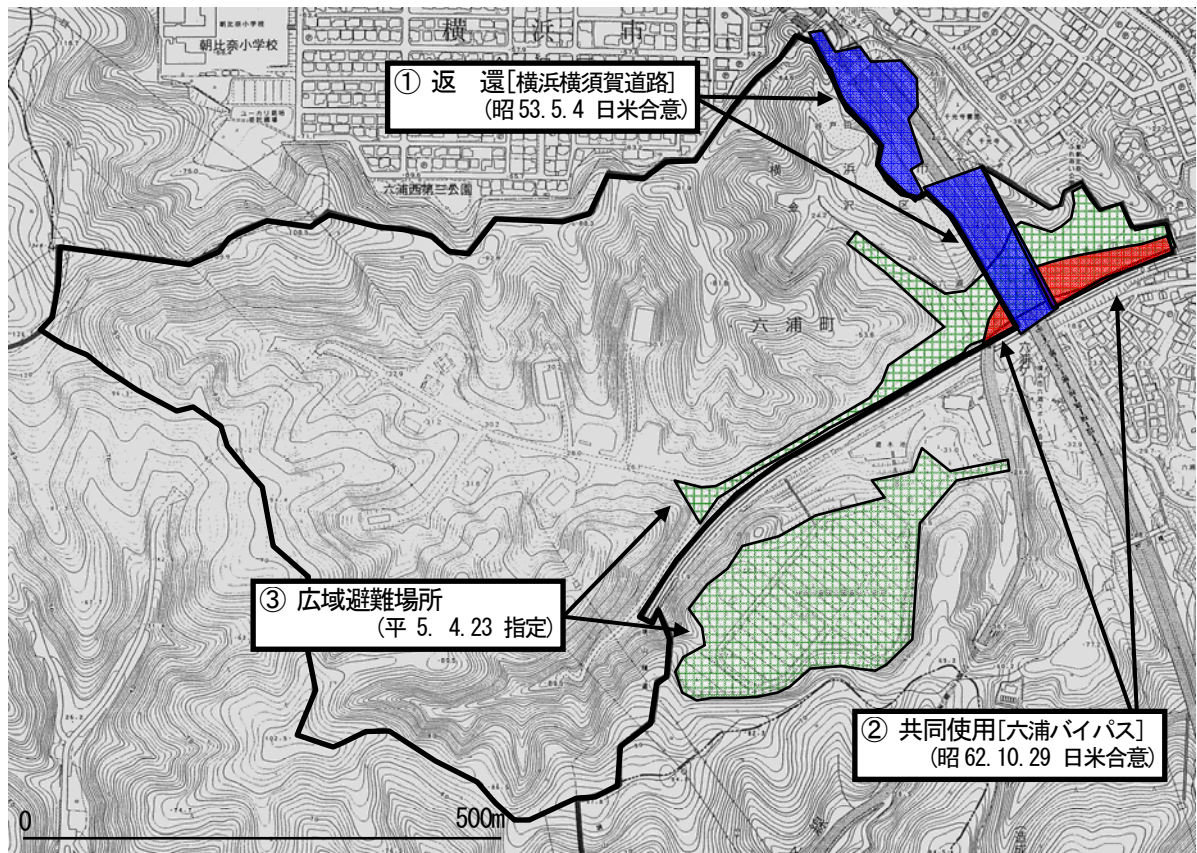
(単位：海拔m)



A-B間の断面図



4 主な経過



時期	内容	
昭20. 9. 1	旧日本海軍の施設を弾薬庫として接收	
昭32. 12. 17	都市計画道路横浜逗子線が都市計画決定	
昭37. 7. 27	宅地造成工事規制区域に指定	
昭46. 3. 26	横浜横須賀道路が都市計画決定	
昭47. 8. 1	池子（横浜市分）接收地返還促進金沢区民協議会が結成	
昭49. 1. 6	横浜横須賀道路の西側を第三種風致地区（円海山風致地区）に指定	
昭53. 5. 4	日米合同委員会において横浜横須賀道路通過予定地部分の返還が合意	…①
昭53. 7. 10	米軍が、兵員、基地従業員及び資材等を引き上げ、事実上の閉鎖状態となる	
昭57. 3. 23	横浜横須賀道路の敷地 20, 180. 72 m ² が返還	…①
昭57. 4. 8	横浜横須賀道路の朝比奈～逗子インターチェンジ間 5. 6 kmが開通	
昭60. 11. 29	施設名称が「池子弹薬庫」から「池子住宅地区及び海軍補助施設」へ変更	
昭62. 10. 29	日米合同委員会において六浦バイパス設置のための共同使用が合意	…②
平5. 4. 23	一部を広域避難場所「池子米軍用地及び八景苑墓地一帯」に指定	…③
平6. 3. 10	六浦バイパスが開通	

第二章 住宅等建設の概要

1 日米合意までの経過

(文書によるやりとり)

<p>文書の收受 (15. 7. 22)</p>	<p>『平成 15 年 7 月 18 日、神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第 2 回合会(第 2 回施設調整部会)が開催され、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域において、在日米海軍の住宅及びその支援施設を建設することが適切であるという点で日米間の認識が一致した』とする国からの文書を收受した。</p>
<p>照会・回答 (15. 9. 11 ～12. 18)</p>	<p>市は、国からの文書の趣旨等について、二回にわたり照会を行った。 これに対して、国は『住宅等の建設と上瀬谷通信施設等の全部又は一部の返還は一連の案件であり、防衛施設庁としては、神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等を促進させる観点から、一括して処理すべきものであると認識している』等の回答を市に示した。</p>
<p>新たな提案 (16. 8. 4)</p>	<p>市は「市内米軍施設に係る国からの申し入れに対する声明」を発表し、国に対して『緑を可能な限り残し、自然環境の保全に十分配慮するとともに』『都市開発に係る法制度等と整合を図るものとする』『これらの観点から、800 戸程度とされる住宅建設戸数については見直しを図り、800 戸にこだわることなく、できる限りの削減を行うこと』等を求めた。</p>
<p>第 3 回施設調整部会 (16. 9. 2)</p>	<p>平成 16 年 9 月 2 日に第 3 回施設調整部会が開催され、『建設に伴う改変面積については、同施設の横浜市域の面積の半以下に抑制し、自然環境の保全に配慮する』『住宅建設戸数を 700 戸程度に縮減した上で、住宅及びその支援施設を建設する』等について日米間の認識が一致した。</p>
<p>市の考え方の表明 (16. 9. 22)</p>	<p>市は「第 3 回施設調整部会の協議結果に対する本市の考え方」を発表し、『緑を守るなどの自然環境の保全に配慮し、建設に伴う改変面積を半以下に抑制することになること』『日米間で譲歩の余地のない調整をした結果であるとしていた住宅建設戸数について、新規建設戸数の 4 分の 1 を削減することになること』『池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地が返還になること』などから、住宅等の建設、施設の返還に係る具体的協議に入ることを明らかにした。</p>
<p>日米合意 (16. 10. 18)</p>	<p>日米合同委員会が、第 3 回施設調整部会の協議結果を承認した。</p>

(注) 日米合同委員会は、日米地位協定に基づいて設置された日米政府間の協議機関。施設調整部会は、その下位の部会。

- (参考資料)
- 1 広報よこはま 平成 16 年 11 月号 (平成 16 年 11 月 10 日発行)
 - 2 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する協議内容について (平成 15 年 7 月 22 日施横第 3878 号(YFP))
 - 3 施横第 3878 号(YFP)「神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する協議内容について」の趣旨について(照会) (平成 15 年 9 月 11 日総渉第 44 号)
 - 4 施横第 3878 号(YFP)「神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する協議内容について」の趣旨について(回答) (平成 15 年 10 月 31 日施横第 5535 号(YFP))
 - 5 施横第 3878 号(YFP)「神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する協議内容について」の趣旨等に関する追加質問について(照会) (平成 15 年 10 月 20 日総渉第 55 号)

- 6 施横第 3878 号 (YFP)「神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する協議内容について」
の趣旨等に関する追加質問について (回答) (平成 15 年 12 月 18 日施横第 6176 号 (YFP))
- 7 市内米軍施設に係る国からの申し入れに対する声明 (平成 16 年 8 月 4 日横浜市)
- 8 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第 3 回施設調整部会の会議概要
(平成 16 年 9 月 2 日防衛施設庁)
- 9 市内米軍施設に係る第 3 回施設調整部会の協議結果に対する本市の考え方について
(平成 16 年 9 月 22 日横浜市)
- 10 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する協議内容について (回答)
(平成 16 年 10 月 5 日総渉第 73 号)
- 11 合同委員会合意事案概要 (平成 16 年 10 月 18 日防衛施設庁)

2 住宅等建設の概要

計 画 地	「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域
施 設 内 容	700 戸程度の住宅 及び その支援施設
改 変 面 積	建設に伴う改変面積については、同施設の横浜市域の面積の半分以下に抑制し、自然環境の保全に配慮する。

〔 施設返還 現在の使用が終了した時点で、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域の飛び地部分 (約 1.2 ヘクタール) については、必要性がなくなるため、返還に向けた手続きが開始される。 〕

第 3 回施設調整部会協議結果 (16.9.2) から抜粋

建 設 理 由	<p>日米双方で協議した結果、以下の理由から、地元自治体の理解を得て、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域において、①根岸住宅地区に所在する住宅及びその支援施設並びに②神奈川県内で不足している在日米海軍の住宅及びその支援施設を建設することが適切であるという点で日米間の認識が一致したところである。</p> <p>(1) 住宅地区を集約することにより、管理上等の観点から効率的であること。 (2) 横須賀海軍施設への通勤にあたって利便性が確保できること。</p>
---------	---

第 2 回施設調整部会協議結果 (15.7.18) から抜粋

具 体 的 な 施 設 内 容	今後、日米間で具体的に検討を進めていくことになるが、家族住宅及び学校、売店、診療所等の支援施設の整備を行う必要があると考えている。
-----------------	---

市の追加照会 (15.10.20) に対する 国の回答 (15.12.18) から抜粋

3 住宅等建設に関する国の基本的な考え方

(1) 住宅等建設

<p>緑地保全 環境保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設に伴う改変面積については、同施設の横浜市域の面積の半分に以下に抑制し、自然環境の保全に配慮する。 ○ 検討にあたっては、緑地の保全・自然環境の保全に配慮することが重要と考えているところであり、開発する区域を最小限にするため、住宅については一定の範囲で高層にせざるを得ないものと考えている。 ○ 工事の具体的方法については、現在のところ、周辺への影響を少なくするため、…(中略)…、環境影響評価の結果等も踏まえ、さらに、検討を行うこととしたい。
<p>法 手 続 住民説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域における住宅等建設は、日米安全保障条約第6条、日米地位協定及び防衛庁設置法第5条の規定に基づいて行われる国の事務であるが、かかる住宅等の建設を円滑に進め、在日米軍施設・区域の円滑かつ安定的使用の確保を図るためには、施設・区域の所在自治体である貴市の御理解と御協力を得ることが重要と考えている。 ○ 住宅等の建設までの間には、関係法令等に基づく手続きを行うことにより、防衛施設庁としては、この中で住宅等の建設計画の内容及び緑地の保全・自然環境の保全の考え方等についても説明し、関係自治体、住民の方々の御理解を得られるように努めて参りたいと考えている。

(2) 周辺への配慮

<p>施 工 中</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事の具体的方法については、現在のところ、周辺への影響を少なくするため、①搬出入土量を少なくし、工事用車両の出入りを少なくする、②低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械を使用し、工事中の騒音等を減少させる等の工夫に努めたいと考えているが、環境影響評価の結果等も踏まえ、さらに、検討を行うこととしたい。
<p>供 用 後</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事完成後の米軍車両による交通量の増加について、米側は、通勤用シャトルバスの利用等を促進する等により可能な限り少なくするよう努力するとしている。 ○ 現在指定されている広域避難場所の確保や一部施設の市民利用及び日米交流についても、貴市からの具体的な要望内容や住宅の具体的な建設計画等を踏まえつつ検討して参りたいと考えている。
<p>周辺整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛施設庁としては、米軍家族住宅の建設に伴う周辺地域への影響を緩和するため、貴市の御要望を踏まえ、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律等に基づき、適切に対処して参りたいと考えている。

◎ 市の照会(15.9.11)に対する 国の回答(15.10.31)から抜粋

○ 市の追加照会(15.10.20)に対する 国の回答(15.12.18)から抜粋

● 日米合同委員会の合意内容(第3回施設調整部会協議結果(16.9.2))から抜粋

第三章 プロジェクトとしての考え方

1 基本的な考え方

(1) 検討のための基本的な条件

- 1 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜地域の面積は、約37ヘクタール。米軍家族住宅の建設戸数は、700戸程度。
- 2 建設に伴う改変面積（造成や樹木の伐採など現状の土地を改変する面積）は、横浜地域の面積約37ヘクタールの2分の1以下。
- 3 都市計画による規制は、市街化調整区域・風致地区であり、緑地保全と風致（自然的景観）の維持に配慮が必要。
- 4 国の事務として行う施設建設は、国内法令が適用となる。
- 5 施設は、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に規定する「防衛施設」となる。また、施設は、米軍によって運用されることとなる。

〔その他の状況〕

- 1 計画地は、米軍管理の囲障区域にあり、市及び市民は自由に立ち入れない。
- 2 横浜横須賀道路東側の飛び地（約1.2ヘクタール）が返還される。
- 3 周辺地域の都市施設である都市計画道路横浜逗子線は、未整備区間（釜利谷～逗子市界）のうち、侍従川以北は事業中、侍従川以南（逗子市界まで）は事業未着手となっている。

(2) 国に対する基本的な姿勢

- 1 日米政府間で合意された「改変面積2分の1以下」の履行を求めるとともに、緑の保全、自然環境の保全を求める。
- 2 建設に伴う周辺地域への影響（生活、環境、景観等）が最小限となるよう求める。
- 3 法令・条例等との整合を求め、市や地域住民に対し十分に説明責任を果たすよう求める。
- 4 飛び地の早期返還・地域利用の早期実現とともに、まちづくりへの積極的な協力を求める。

(3) 検討の方向

- 1 国は「緑地の保全・自然環境の保全に配慮することが重要と考えている」としている。日米政府間で合意された「改変面積の抑制」の履行を求めるとともに、改変のない土地については、自然環境を良好に保全していくための具体的方策・配慮の検討を、国に求めていく必要がある。
- 2 国は「開発する区域を最小限にするため、住宅については一定の範囲で高層にせざるを得ないものと考えている」としているが、施設建設と風致との整合を図るためには、施設の配置と高さに十分配慮し、周辺への影響を適切に抑制することが必要となる。また、建設発生土の処理、廃棄物等の搬出や工事用の資機材等の搬入などについても、周辺地域への影響が最小限となるよう国に対して求めていく必要がある。
- 3 国が行うとする当該建設事業は、開発行為に該当し、その規模によって「横浜市開発事業の調整等に関する条例」や「横浜市環境影響評価条例」の適用対象となる。これらを踏まえながら、構想段階から周辺住民へのきめ細かな説明を国に求めていく必要がある。
- 4 周辺地域のまちづくりについては、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の活用も含めた検討を行うとともに、まちづくりへの協力を国に対して求めていく必要がある。
また、飛び地については、早期返還とともに、跡地利用への国の協力を求めていく必要がある。

2 個別検討事項

(1) 緑地の保全、自然環境の保全

国に対し、非改変地を保全するための具体的方策を求める。

計画地の位置する円海山周辺地区は、市の「緑の七大拠点」の中で最大の面積を有する地区であり、特に次世代に引き継ぐ「よこはま未来の森」として南の森に位置付けられている。また、計画地は、「朝比奈緑地保全地区」に隣接しており、円海山風致地区の一部として第三種風致地区に指定されている。

日米政府間の合意では、「建設に伴う改変面積については、同施設の横浜市域の面積の半分以上に抑制し、自然環境の保全に配慮する。」としているが、この確実な履行とともに、非改変地の緑地・自然環境を適切に保全していくための具体的方策を、国に求めていく必要がある。

(2) 環境への配慮

国に対し、環境調査の実施、住民意見等への配慮、環境保全対策の実施を求める。

環境への配慮を進めるためには、動植物・水質・土壌・文化財・交通量などの地域の環境情報を収集した上で、計画を検討していくことが重要である。また、計画策定にあたっては、地域住民や専門家からの意見に十分配慮する必要がある。

なお、建設事業者（国）と使用者（米軍）が異なることから、米軍による環境保全対策の継続実施を、国に求めていく必要がある。

(3) 災害の防止

国に対し、土砂・雨水流出による周辺地域の被災防止の徹底を求める。

計画地は宅地造成工事規制区域に指定されているが、斜面の掘削等によってがけ崩れや土砂の流出等が生じ、周辺地域が被災することのないよう、災害防止には万全の対策を図る必要がある。

また、改変によって、区域内の保水機能が低下し、雨水の排水先である水路や侍従川等に影響を与えることが考えられる。排水によって周辺地域に溢水等の被害が生じないよう、雨水流出抑制施設（雨水調整池等）の設置とともに、排水施設の適切な配置を国に求めていく必要がある。

(4) 風致の維持と施設配置、建築物の高さ

国に対し、自然的景観の維持への配慮を求める。

風致地区は、都市における風致を維持するために定められる都市計画法上の地域地区であり、都市環境の保全を図るため自然的景観の維持に配慮する必要がある。

国は、改変抑制のため、建築物の一定程度の高層化を想定しているが、風致地区に指定されている計画地においては、自然的景観への配慮が必要であることから、計画地内の施設が周辺の住宅から容易に視認されることのないよう、その配置や高さについて十分な検討を国に求めていく必要がある。

(5) 土砂・資機材等の搬出入

国に対し、土砂・資機材等の搬出入に関する周辺地域への配慮を求める。

土地の改変によって生じた建設発生土の処分のために、土砂が区域外へ搬出されることも予測される。

このほかにも、施設建設に伴う工事用の資機材等の搬入、廃棄物等の搬出などが考えられるが、これらの輸送にあたっては、周辺地域に配慮した適切な対応を国に求めていく必要がある。

(6) 施設供用後に向けた対応

国に対し、市・周辺地域の意向の施設供用後への反映を求める。

米軍家族入居後の対応について、国と市・地域とが取り交わした事柄が、確実に米軍に引き継がれるよう、米軍との十分な調整を国に求めていく必要がある。

ア 施設供用後の交通処理

米軍家族等の通勤通学や日常生活の中で利用される車両が、周辺道路及び沿道地域に著しい影響を与えることのない、適切な交通処理計画の検討を国に求めていく必要がある。

イ 給排水、廃棄物の排出等

区域内の汚水を公共下水道に排出する場合は、放流水質や接続方法等が関係法令等の基準に適合するとともに、市と米国との間で使用協定を締結する必要があり、給水についても同様な手続きが必要となる。

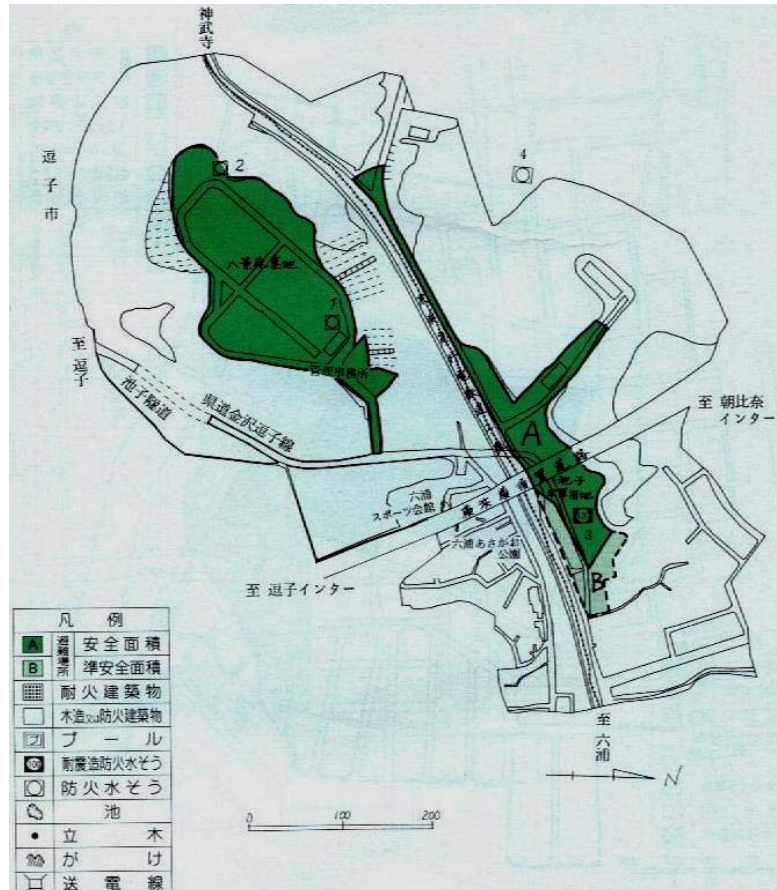
さらに、廃棄物に関しては、排出抑制とともに分別・リサイクルによる資源化の促進など、家族住宅入居者等による環境への配慮についても国に求めていく必要がある。

ウ 地域住民による米軍施設の利用

現在、六浦ゲート付近を、「池子米軍用地及び八景苑墓地一帯」として広域避難場所に指定している。また、米軍施設内の野球場などの施設が日米交流を目的に市民利用されている例もある。

広域避難場所としての機能など、米軍施設の地域住民の利用に関しては、今後、地域住民の意見・要望を踏まえ、国に対する要望事項を検討していく必要があるが、国に対して、米軍との調整や施設配置の工夫などによる、要望事項の実現に向けた最大限の努力を求めていく必要がある。

参考 広域避難場所「池子米軍用地及び八景苑墓地一帯」



(7) 法令・条例等との整合

国に対し、開発に係る条例や基準等への適合を求める。

国が法令等に規定する一定規模以上の建設事業を行う場合、宅地造成に関する工事、風致地区内の行為については、「宅地造成等規制法」「横浜市風致地区条例」に基づく市との協議が必要となる。また、建築行為は、「建築基準法」に基づく計画通知等の手続きが必要となる。さらに、国の開発行為については、都市計画法に基づく許可・協議は要しないが、その規模によって「横浜市開発事業の調整等に関する条例」や、「横浜市環境影響評価条例」に基づく手続きが必要となる。

これらの法令等に基づき、市では、各種の許可基準、技術基準等を設けているが、国が行うとする当該建設事業についても、法令・条例等に基づく基準等への適合を国に求めていく必要がある。

(8) 地域住民への説明

国に対し、周辺地域へのきめ細かな説明の実施と意見・要望への配慮を求める。

条例に規定する一定規模以上の事業を行う場合、「横浜市環境影響評価条例」に基づき、環境影響評価の項目並びに調査・予測・評価の手法を示す「方法書」について、縦覧や意見の募集が行われる。また、事業者による調査・予測・評価の結果や環境保全に関する考え方を示す「準備書」については、縦覧や意見募集のほか、説明会の開催などが行われる。

さらに、「横浜市開発事業の調整等に関する条例」に基づく、土地の利用計画や建築物の概要等の開発事業の基本的な構想を示す「開発構想書」については、説明会の開催や、住民による国への意見提出が行われる。

これらを踏まえながら、国に対して、地域住民にきめ細かな説明を行うとともに、寄せられた意見・要望に関しては最大限配慮するよう求めていく必要がある。

(9) 地域のまちづくりの推進

国に対し、まちづくりへの積極的な協力を求める。

平成12年に策定した「金沢区まちづくり方針」に、周辺地域のまちづくりに関して、都市計画道路横浜逗子線の整備、「生活拠点」としての駅周辺市街地の充実（六浦駅）などの基本的な方針が掲げられている。

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」には、防衛施設があることによって周辺住民の暮らしに影響を及ぼす場合、市などが行う公園や道路等の施設整備に国が助成を行うことなどが定められているが、今後、地域住民の意見・要望を十分に踏まえながら、地域のまちづくりの推進に関して、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の活用も含めた検討を行い、国の協力を求めていく必要がある。

参考 金沢区まちづくり方針(都市計画マスタープラン金沢区プラン)

(平成12年12月策定)

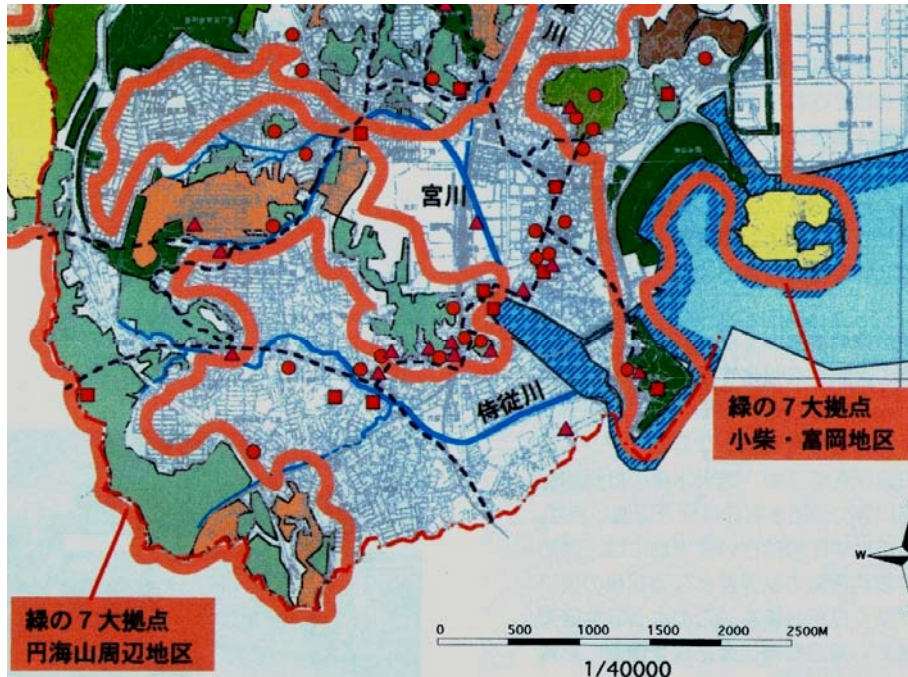
交通ネットワークに関する方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南北方向の幹線道路として、横浜逗子線、国道16号線、国道357号線の整備を進めます。 ○ 区南西部には最寄り駅まで15分で到達できない地域があり、道路網の整備などによりバスの走行環境の改善を図るとともに、バス路線の検討を行います。
水と緑と歴史に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「緑の尾根軸」は、横浜市の緑の七大拠点の中の「円海山周辺地区」及び「小柴・富岡地区」に位置し、全市的視野の中で、優先的に保全することとされています。こうした位置づけを背景として、まとまった樹林地については、土地所有者などの協力を得ながら、緑地保全地区の指定拡大、市民の森の指定などにより保全を進めます。 また、ハイキングコースをつなぐなど、歩行者空間のネットワーク化を図ります。特に、「円海山周辺地区」は、ハイキング、自然観察などが楽しめる場として活用します。
まちづくり検討地区(六浦駅周辺地区)	<p>想定される事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 六浦駅周辺の魅力づくり ○ 都市計画道路横浜逗子線の整備 <p>まちづくり推進に際しての配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 駅を起点とした街のわかりやすさを生み出すこと ○ 地区の安全性の向上に結びつけること

イ 尾根道ハイキングコースの整備

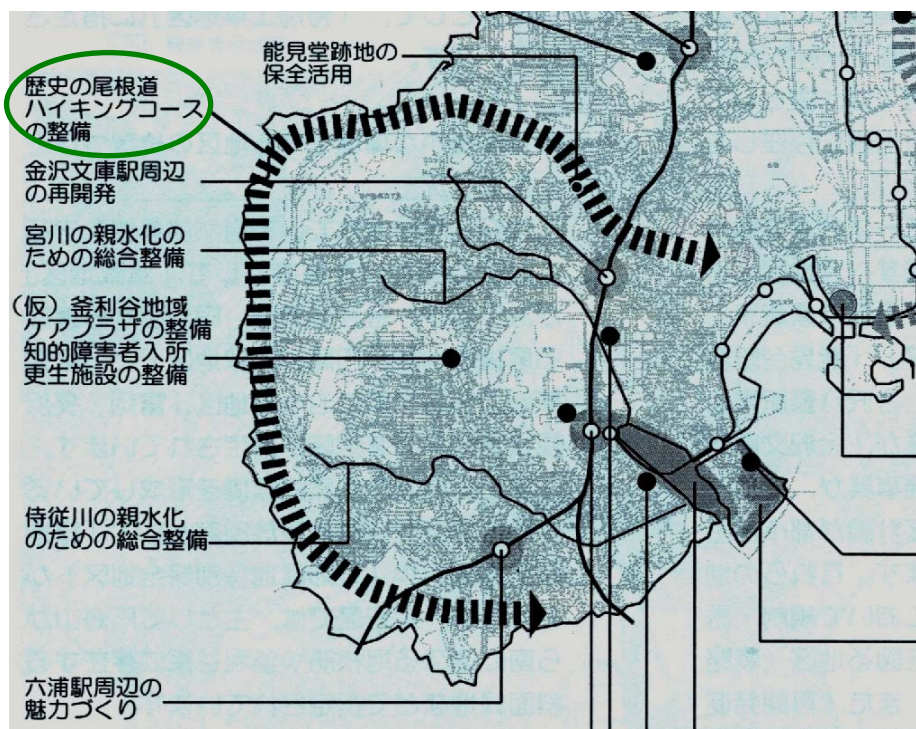
計画地が、緑の七大拠点の中の「円海山周辺地区」に位置することから、「ハイキング、自然観察などが楽しめる場」として、計画地北側の尾根道等を活用した「ハイキングコース」の整備が考えられる。

具体化にあたっては、地域住民の意向を踏まえるとともに、北側住宅地へのプライバシーや安全上の配慮が必要となる。また、整備に際しては、国の協力を求めている必要がある。

参考 水と緑と歴史に関する方針図（金沢区まちづくり方針）（平成12年12月策定）



参考 地域まちづくり主要事業計画図（金沢区まちづくり方針）（平成12年12月策定）



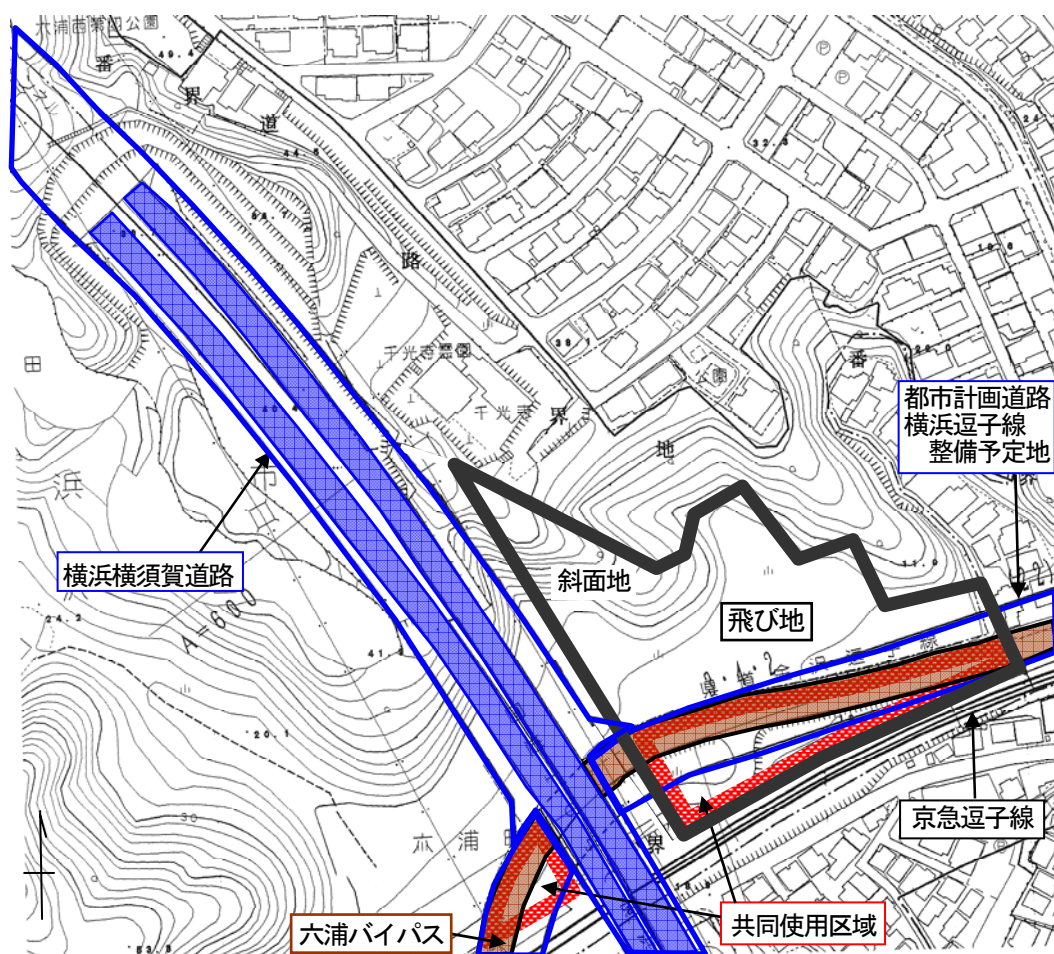
(10) 飛び地の返還と跡地利用

国に対し、飛び地の早期返還と、跡地利用への積極的な協力を求める。

飛び地の早期返還とともに、地域住民の要望を踏まえた施設等整備の協力を、国に求めていく必要がある。
 なお、飛び地内には、民有地、斜面地、都市計画道路横浜逗子線の整備予定地、六浦ゲートからの取付道路があるため、土地利用の検討にあたっては、このことに留意する必要がある。

また、横浜横須賀道路の都市計画線が残されているが、飛び地の土地利用に影響がないよう、この計画線の取り扱いを今後検討していく必要がある。

参考 池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地部分



面積	土地 約 12,400 m ² 国有 約 11,000 m ² (89%) 民有 約 1,400 m ² (11%)
地域地区等	市街化調整区域、宅地造成工事規制区域、広域避難場所(一部)
都市施設	都市計画道路横浜逗子線 (未整備)
共同使用	六浦バイパス ※共同使用の区域を除いた「飛び地」の土地面積 約 8,200 m ² 国有 約 6,900 m ² (84%) 民有 約 1,300 m ² (16%)

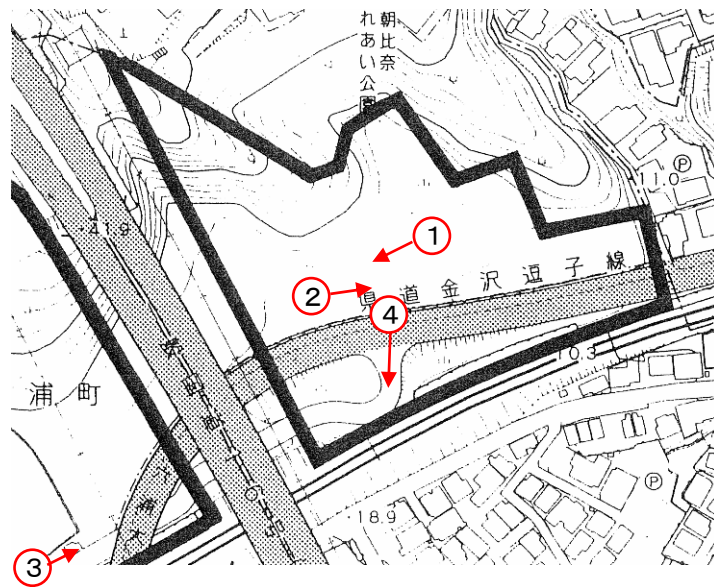
参考 飛び地の現況



① 横浜横須賀道路方面を望む



② 六浦駅方面を望む



③ 計画地から六浦バイパス、横浜横須賀道路を望む

④ 六浦ゲートからの取付道路を望む



市役所・区役所の手続き・施設・イベント等に関することは、
横浜市コールセンターへ

- ・引越しをするけど、手続きはどうすればいい？
- ・公会堂に行きたいけど、どこにあるの？
- ・週末のイベントが知りたい。

そんなとき、**横浜市コールセンター**へお電話ください。

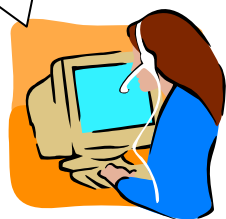
朝8時から夜9時 年中無休で、懇切丁寧に回答致します。

電話 045-664-2525

FAX 045-664-2828

e-mail callcenter@city.yokohama.jp

横浜市コールセンターです。
本日はどのようなご用件で
しょうか。



環境行動都市へ向け
ハマッ子が行動します！

ヨーコハマはG30